

# 令和2年度第2回 太子町 定例記者会見資料



令和2年6月25日（木）15時～

太子町役場 行政棟3階 ホール

令和2年度第2回定例記者会見 発表項目

新型コロナウイルス感染症に関する町の主な対策等		別紙
総務部		P2
	新型コロナウイルス感染症に立ち向かう方を補助します	P3
	新型コロナウイルス感染症対策に関する太子町ふるさと応援寄付金を募集します	P5
生活福祉部		P7
	フードドライブを開催します ～ もったいないから「ありがとう」へ～	P8
経済建設部		P10
	太子町企業市民制度にて5社を認定しました	P11
	ため池看板の設置について	P13
教育委員会		P14
	法隆寺領播磨国鶴荘ガイドマップを作成しました	P15
	ぼうじ石陣地取り大会を開催します (太子町あそびっ子教室事業)	P16
	雑誌スポンサーを募集します	P17
	新しくなった機器でトレーニングしよう	P18
	無人ホール de 贅沢ピアノ	P19

# 総務部

太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	総務部 企画政策課		
担当者	太田	電話	079-277-5998

報道機関各位

## 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう方を補助します

新型コロナウイルス感染症は、住民生活及び経済活動に多大なる影響を与えています。世界的に収束が見通せない中、今後においては、ウイルスとの共生と再流行への備えが求められる段階へと移行しています。

こうした社会情勢の中、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける住民生活及び経済活動を支援するために、住民が中心となり、地域の実情に沿って行う活動（支援策）を募集します。

より大きな効果が期待できる2事業を採択し、その経費を補助します。（上限30万円）

### 1 事業名称

太子町新型コロナウイルス感染症対策提案型協働事業  
～ ポストコロナ社会に向けて 太子町からの挑戦 ～

### 2 提案できる団体

太子町内に活動拠点があり、次の要件を全て満たす団体

- ① 組織の運営に関する規約等が定められている団体
- ② 適正な会計処理が行われている団体
- ③ 住民団体に関係する者が、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
- ④ 町税を滞納していない団体

### 3 募集する提案事業

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与する事業
- 新型コロナウイルス感染症収束後の復興に寄与する事業
- 新型コロナウイルス感染症の影響により新たに生じた課題に対応し、住民生活の向上に寄与する事業

#### 4 補助の対象となる経費

提案事業の実施に直接必要となる経費を対象に、1事業30万円まで補助します。

#### 5 採択事業の決定

書類審査を踏まえ、最大2事業を採択します。(8月上旬予定)

#### 6 事業の実施

採択された事業は、令和3年3月末までに実施していただきます。

#### 7 応募方法

応募の手引きと提出書類様式は町企画政策課にて配布しています。(町ホームページにも掲載)  
必要事項を記入の上、令和2年7月14日(火)までにお申し込みください。

太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	総務部 企画政策課		
担当者	太田	電話	079-277-5998

報道機関各位

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する太子町ふるさと応援寄付金を募集します

新型コロナウイルス感染症の拡大は、住民生活及び経済活動に大きな影響を与えています。このような中、感染症の拡大防止や住民生活及び経済活動の支援を行う事業を実施するため、町内外より幅広く寄附を募ります。ふるさと納税を活用した寄附金制度です。

### 1 新設使途名

新型コロナウイルス感染症に関する対策事業及び支援事業

### 2 概要

当該使途の新設に伴い、令和2年6月1日付で太子町ふるさと応援寄付条例施行規則を改正し、太子町ふるさと応援寄付金の使途の6つ目に、上記「1」を加えました。

- ① 「聖徳太子」ゆかりの歴史を継承し、地域文化を振興する事業
- ② 地域で支えあう健康・福祉のまちづくりを進める事業
- ③ 未来を担う子どもたちを支援する事業
- ④ 安全・安心なまちづくりを進める事業
- ⑤ その他条例第1条の目的を達成するために町長が必要と認める事業
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する対策事業及び支援事業・・・(新設)

### 3 寄附の方法

通常の太子町ふるさと応援寄付金と同様に、ポータルサイト、電話、役場窓口にて申込みが可能です。(ポータルサイト：さとふる・ふるさとチョイス・わが街ふるさと納税)

当該申込みの際に、「2」に記載の使途のうち、「⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する対策事業及び支援事業」をお選びいただくことで、新型コロナウイルス感染症対策としてご寄附いただけます。

### 4 寄附後の取り扱い

#### 【町外在住者の場合】

通常のふるさと納税と同様に返礼品を受け取ることができます。また、所得税及び住民税の

寄附金控除も適用可能です。

**【町内在住者の場合】**

ふるさと納税制度のルールにより、返礼品を受け取ることはできませんが、所得税及び住民税の寄附金控除の適用は可能です。

**5 活用想定事業**

- ・ 町内事業者の支援事業
- ・ 住民との協働により、新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業
- ・ 町内医療機関・医療従事者への支援事業
- ・ 第2波、第3波を想定した政策
- ・ 複合災害に対応する備蓄品の購入 など

**6 設定期間**

令和2年6月1日（月）から新型コロナウイルス感染症収束までの間

# 生活福祉部



太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	生活福祉部	社会福祉課	
担当者	重末・寺西	電話	079-277-1013

報道機関各位

## フードドライブを開催します ～もったいないから「ありがとう」へ～

庁舎に立ち寄る機会などを利用し、家庭で余っている食品等を寄付してもらい、新型コロナウイルスなどの影響で収入が減った家庭、生活困窮者及び物資を必要としている福祉施設への無償配付を目的として、フードドライブを開催します。

多くの方にご賛同いただけますよう、自治会回覧等を行うこととしていますが、さらなる周知のため、是非取材いただき、広く報道していただきますようお願いいたします。

### 1 実施方法

NPO法人「フードバンクはりま」と町の共催事業

家庭の余剰食品等を集めて、NPO法人が順次対象者へ配付

### 2 時期

7月6日(月)から7月10日(金)の9時から17時まで

### 3 場所

庁舎敷地内、カフェはらっぱ周辺(テーブルにビニールシートで仕切りを設け、2m間隔の表示位置を示すなどし、感染症対策を行います)

### 4 食品等の持ち寄り方法

カフェはらっぱ周辺の野外テーブルにて受け渡しを行います。NPO法人「フードバンクはりま」のボランティアスタッフが、受取人として常駐しますが、不在時は社会福祉課職員が対応します。

お米、インスタント食品、マスクなどの寄付を募ります。

### 5 その他

NPO法人「フードバンクはりま」へは、町の要保護児童対策地域協議会で関わっているひとり親家庭や困窮家庭へ、平常時より食料やおむつ等の日用品の提供を依頼しています。

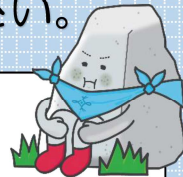
【参考（フードバンクはりま）】

- ・ 5月 姫路市役所でフードドライブを実施
- ・ 6月8日（月）から12日（金）まで福崎町役場1階ロビーにてフードドライブを実施

もったいないから『ありがとう』へ

## 食品等の寄付にご協力ください。

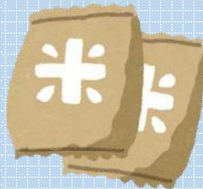
現在、日本の子どもの7人に1人が貧困のために「食べることに困っています。  
太子町は、フードバンクはりまと連携して、そんな子どもたちに食品等を届けるため、  
下記期間にフードドライブを実施します。  
町民のみなさんのご家庭などに眠っている余剰食品や、まだ食べることができる食品があれば、  
庁舎にお立ち寄りの際に寄付のご協力をお願いします。



**実施期間：令和2年7月6日（月）～7月10日（金）9時～17時**

**場 所：太子町庁舎街道交流広場（カフェはらっぱ周辺）**

お米



お菓子

個包装マスク



子ども用紙オムツ



調味料



インスタント食品

※裏面に、提供いただきたい品目の例示があります。  
ご参照ください。

### 【主催】

NPO 法人フードバンクはりま  
〒672-0219 姫路市飾東町豊国 503  
電話 079-227-8304

太子町生活福祉部社会福祉課  
〒671-1592 太子町鶴 280 番地 1  
電話 079-277-1013

# 經濟建設部

太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	経済建設部 産業経済課		
担当者	山口	電話	079-277-5993

報道機関各位

### 太子町企業市民制度にて5社を認定しました

太子町企業市民制度は、「防犯」、「環境保全」、「地域コミュニティ」など、企業の社会的責任活動を太子町総合計画における施策と位置づけ、これらの活動に取り組む企業を「太子町企業市民」として認定し、様々な分野での活動を支援・推奨することによって、企業（事業所等）・町民・行政の協働のまちづくりを行っていくことを目的とした制度です。

本制度は、平成29年度から開始し、今年度も6月17日に新たに5社を認定しました。認定事業所数は76社となり、認定期間（2年）満了後も、認定を更新し、引き続き社会活動を行っています。また、認定企業が一堂に会し、道路清掃やセミナーを行うなど認定後の活動も広がりを見せています。（今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため延期されています。）

については、本制度について、広く報道していただきますようお願いいたします。

#### ■対象となるのは・・・

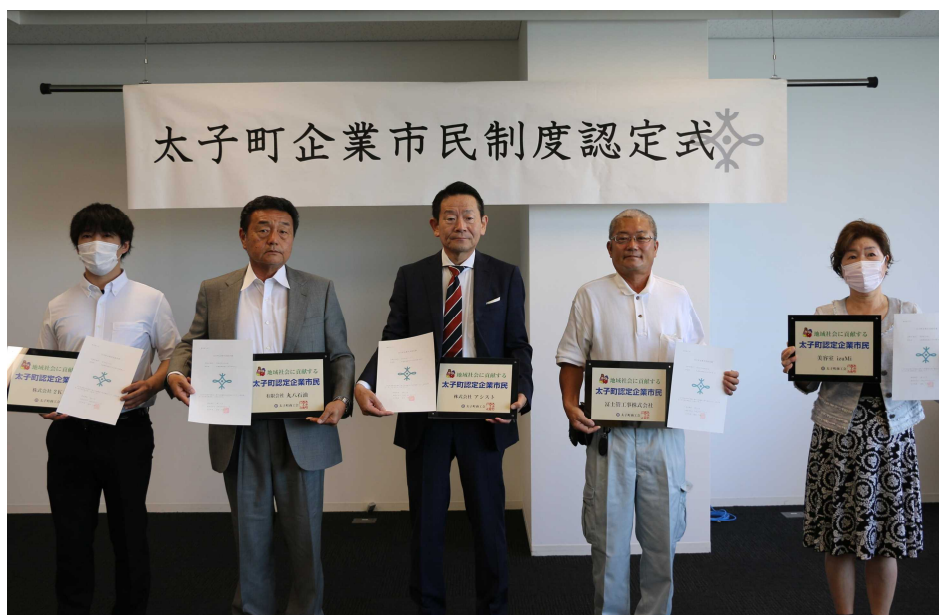
次の表中の2つ以上の社会活動を自発的に行っており、町内で事業活動を行う法人又は個人の事業所が対象です。

区 分	活 動 事 項 例
防犯・防災	防犯関連活動、災害時等における復旧活動や物資供給活動、地域消防活動や防災に関する活動など
環境保全	事業系ごみの適正処理や減量化に関する活動、エコ・省エネ活動や環境美化活動など
青少年健全育成教育	青少年健全育成に関する協力活動や教育に関する各種支援活動など
まちづくり 地域コミュニティ	自治活動、まちづくりに関する活動、地域コミュニティに関する各種活動など
子育て支援 男女共同参画	子育て支援に関する活動、ワーク・ライフ・バランス又は男女共同参画等に関する活動など
社会福祉	高齢者又は障害児者に対する社会福祉に関する活動、高齢者又は障害者の雇用に関する活動など
その他	交通安全活動、各種ボランティア活動など

■認定メリットとして・・・

- ・ 太子町長名による「太子町企業市民認定書」を交付
- ・ 太子町商工会員には「企業市民認定プレート」を商工会から交付  
→ 認定書及びプレートを認定式にて授与
- ・ 認定書や認定プレートの掲示により、社会的な評価向上
- ・ 認定事業者名は町のホームページ等で公表され、企業のイメージアップと共に社会的評価向上

事業所案内等に活用すれば、信頼性が高まり、より一層のPR効果が期待できます！！



令和2年6月17日認定事業所の皆様（左から）

- ・ 株式会社2K2 様
- ・ 有限会社丸八石油 様
- ・ 株式会社アシスト 様
- ・ 富士管工事株式会社 様
- ・ 美容室 izuMi 様



発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	経済建設部 産業経済課		
担当者	小寺	電話	079-277-5993

報道機関各位

### ため池看板の設置について

平成31年4月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、これに合わせて兵庫県において「ため池の保全等に関する条例」を一部改正し、令和元年7月1日から法律及び県条例が施行されました。

ため池は、管理者の高齢化や人口減少に伴う管理の粗放化や老朽化の進行、頻発に発生する豪雨や大規模な地震の発生確率の高まりなどにより、災害発生のリスクを抱えております。

また、一方では、農業用水の安定供給機能の他、豪雨時の一時貯留による地域の保全、生物の多様性の確保など多くの機能を有しており、それらの機能を維持・管理し、災害から生命と財産を守ることを目的として、地域と協働して適正な管理に努めております。

今回のため池の看板の制作については、兵庫県から支援を頂き17個の看板を作成しました。

当看板は、ため池名、管理者名、ため池防災支援システムIDを表示し、農業用ため池としての表示は勿論のこと、災害、救急、消防等の緊急時に、関係機関への速やかな連絡を可能とするものとして設置を行うものです。

是非取材いただき、広く報道していただきますようお願いします。

- 太子町内のため池数 33箇所
- 今回看板設置するため池数 17箇所 ※ 残り16箇所は次年度設置予定



# 教育委員会

太子町 定例 記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	社会教育課		
担当者	海野	電話	079-277-1017

報道機関各位

## 法隆寺領播磨国鶴荘ガイドマップを作成しました

かつて、太子町の町域に主に存在した荘園である法隆寺領鶴荘について、荘園の関連遺構や文化財を記した「法隆寺領播磨国鶴荘ガイドマップ」を作成しました。

平成21年度に作成したマップ(縦52.5cm×横57cm)に再編集を加え、手に取りながら散策いただきやすいA4サイズに圧縮しました。これから夏までの期間や、運動に適した秋の散策等にご活用いただきたいと考えておりますので、是非取材いただき、広く報道していただきますようお願いいたします。



※ 本マップは、平成21年度に、(独立行政法人)日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金の助成を受けて作成したガイドマップを再編集したものです。



太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	社会教育課		
担当者	横田・菅野	電話	079-277-1017

報道機関各位

### ぼうじ石陣地取り大会を開催します(太子町あそびっ子教室事業)

土曜日教育活動(地域と学校の連携・協働体制構築事業)の一環で、「あそびっ子教室事業」において、下記のとおり「ぼうじ石陣地取り大会」を開催します。

ぼうじ石陣地取りとは、太子町教育委員会が考案した新しいゲームで、聖徳太子が檀特山の山頂から石を投げ、その範囲の土地をいただいたという逸話にちなみ、ポッチャボールを勝示石(ぼうじいし)に見立て、玉4つを投げて落下点を結んだ範囲の広さを競います。

小学生が聖徳太子になりきってゲームを楽しむ様子を是非取材いただき、広く報道していただきますようお願いいたします。

イベント当日は、太子町新マスコットキャラクター「ぼうじい」も登場する予定です。

#### 記

- 対象 町内小学校 1年生～6年生の参加希望者 50名程度  
参加募集は各小学校を通して行います
- 日時 令和2年8月1日(土) 9時30分～12時30分(予定)
- 場所 太子町立文化会館 中ホール



太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	社会教育課 図書館		
担当者	横田・竹内	電話	079-277-1017

報道機関各位

### 雑誌スポンサーを募集します

図書館と地域交流館で、6月15日(月)より「雑誌スポンサー制度」を開始しました。

「雑誌スポンサー制度」は、雑誌(最新号)カバーに広告を掲載することで、利用者の方に広く宣伝できる制度です。

スポンサー料として、年度末までの雑誌代金をご負担いただきます。

については、スポンサーになっていただける企業、個人事業主の方を広く募集しますので、広く報道いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 募集対象 太子町雑誌スポンサー制度募集要項に基づく個人又は法人の事業主
- 申込方法 図書館ホームページまたは町ホームページに掲載している「太子町雑誌スポンサー制度募集要項」をご確認の上、申込書を図書館または社会教育課へご提出ください。(郵送可)
- 受付時間
 

図書館	開館日の10時～18時(金曜日は～20時)	※原則火曜日休館
社会教育課	平日の8時30分～17時15分	
- 問い合わせ
 

図書館	079-277-1580
社会教育課	079-277-1017

太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	町民体育館		
担当者	森川	電話	079-277-4800

報道機関各位

## 新しくなった機器でトレーニングしよう

耐震補強・大規模改造工事を終えて、令和2年度にリニューアルオープンした町民体育館のフィットネスルームは、新しいトレーニング機器や空調を導入し、さらに快適にトレーニングできる場所となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、6月8日(月)まで休館を続けていましたが、現在は、体育館使用を再開しています。

外出自粛で運動不足になった体を、新しくなったトレーニング機器で鍛えてみませんか。

フィットネスルームを利用するためには、トレーニング教室を受講し修了する必要があります。トレーニング教室は下記の開催予定となっていますので、是非この機会に受講を検討してみてください。

### 記

- 教室名 トレーニング教室(1講座 45分)
- 内容 トレーニング機器の使い方
- 対象 高校生以上(町外の方も参加できます)
- 定員 1講座あたり5名
- 日時 6月21日(日)～開設

毎週日曜日	10:00	～	10:45
	10:45	～	11:30
毎週水曜日	19:30	～	20:15
	20:15	～	21:00

- 申込場所 太子町立町民体育館(東南51-1)
- 受講料 400円

※ 新型コロナウイルス感染予防のため少人数での実施としています。

#### 【機器の種類】

ランニングマシン4台・エアロバイク3台・レッグカール&エクステンション1台  
アブドミナル&バック1台 ほか



太子町定例記者会見資料			
発表年月日	令和2年6月25日(木)		
担当課	文化推進課		
担当者	出田	電話	079-277-5100

報道機関各位

### 無人ホール de 贅沢ピアノ

あすかホールの大ホールをひとり占めして、コンサートの雰囲気を楽しみながら本格ステージでピアノを弾きませんか。

世界的に有名なピアノ「スタインウェイD-274」と「ヤマハピアノS-400E」の2台を贅沢に用意しておりますので、この機会に是非お申し込みください。

については、当イベントが賑わいますよう、是非取材いただき、広く報道していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 開催日時 令和2年6月26日(金)～7月12日(日)のうち、金・土・日曜日  
9時～17時(金曜日は～21時) ※開催期間は延長の場合あり  
1時間毎の貸出(消毒時間を含む) 1日最大3時間まで
- 2 開催場所 太子町立文化会館(あすかホール)大ホール ※反響板あり
- 3 参加資格 どなたでも ピアノ演奏したい方(小・中学生は保護者同伴)
- 4 設置ピアノ スタインウェイピアノ(D-274)、ヤマハピアノ(S-400E)
- 5 利用人数 1団体の演奏者は5名まで、1名でも可  
ピアノ使用することが前提(弦楽器、打楽器とのアンサンブル可(合唱、吹奏楽はNG))
- 6 利用金額 50分 3,000円(税込) ※当日、受付にて徴収(1名でも1団体でも3,000円)
- 7 申込方法 利用日の2日前までに電話予約(キャンセルは前日の17時までに連絡してください)
- 8 その他 足台・補助ペダル等は各自でご用意ください

